

○宮崎大学医学部解剖学標本示説受託実習生受入規程

〔平成31年3月6日  
制 定〕  
改正 令和元年9月4日

(趣旨)

第1条 看護師、理学療法士及び救急救命士等の医療技術者等を養成する学校等(以下「養成機関等」という。)の長からの委託により宮崎大学医学部(以下「医学部」という。)が当該養成機関等の学生、生徒等の解剖学標本示説実習を受け入れる場合の手続等は、この規程の定めるところによる。

(手続及び許可)

第2条 養成機関等の長は、学生、生徒等の実習を委託しようとするときは、解剖学標本示説受託実習生受入申請書(別紙様式)により医学部長に申請するものとする。  
2 医学部長は、前項の規定により実習の申請があったときは、医学部の業務に支障のない限り、実習を許可することができる。  
3 実習の期間は、受入れを許可する日の属する会計年度を超えないものとする。

(受託実習料)

第3条 養成機関等の長は、受託実習料として、前条第2項の規定により実習を許可された学生、生徒等(以下「受託実習生」という。)1人につき日額1,980円(税込)を納入しなければならない。  
2 前項の受託実習料は、実習の期間に応じ、その全額を実習の開始前に納付しなければならない。  
3 受託実習料を実習の開始前までに納付しない者に対しては、医学部長は、受託実習生の受入れの許可を取り消すものとする。  
4 既納の受託実習料は、原則として返還しない。

(実習)

第4条 受託実習生は、医学部長の指示に基づき実習を行うものとする。

(諸規程の遵守)

第5条 受託実習生は、宮崎大学の諸規則を守らなければならない。

(許可の取消し等)

第6条 受託実習生が、第4条若しくは第5条の規定に違反し、又は受託実習生としてふさわしくない行為があったときは、医学部長は、当該受託実習生の実習を停止させ、又は第2条第2項の許可を取り消すことができる。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、受託実習生に関し必要な事項は、医学部長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成31年3月6日から施行する。
- 2 宮崎大学医学部受託実習生受入れ規程(平成27年5月13日制定)は、廃止する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

別紙様式

解剖学標本示説受託実習生受入申請書

年 月 日

宮崎大学医学部長 殿

(養成機関等名)

(代表者名)

印

下記のとおり、貴学解剖学標本示説受託実習生として受入れを許可願いたく、申請いたします。

記

1. 指導担当分野

解剖学講座組織細胞化学分野 解剖学講座超微形態科学分野

2. 実習日

年 月 日 ( ) 時～ 時

3. 実習生数 (学年、氏名等は別紙のとおり)

4. 引率予定者

5. 遵守事項

(1) 実習に際しては、貴学の諸規則を遵守させるとともに、貴学の責任者の指示に従わせます。

(2) 万一実習生の故意又は過失による事故等により、貴学に損害を及ぼした場合又は実習生が被災した場合は、当養成機関が一切責任を負います。

別 紙

機関名 : \_\_\_\_\_

	学年	氏名	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
25			

	学年	氏名	備考
26			
27			
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			
38			
39			
40			
41			
42			
43			
44			
45			
50			